

スポーツパーク（令和元年10月1日以降使用分より適用）

施設区分		使用区分	使用時間	使用料	
管理棟	ミーティングルーム 1			1 時間までごとに	150円
		冷暖房施設		1 時間までごとに	100円
	ミーティングルーム 2			1 時間までごとに	150円
		冷暖房施設		1 時間までごとに	100円
	ミーティングルーム 3			1 時間までごとに	150円
		冷暖房施設		1 時間までごとに	100円
		放送設備		1 日	2,240円
テニスコート	屋内コート	一般	1 面	1 時間までごとに	810円
		学生（高校・大学生）	1 面	1 時間までごとに	610円
	照明施設	全点灯	1 面	1 時間までごとに	310円
		半点灯	1 面	1 時間までごとに	150円
	屋外コート	一般	1 面	1 時間までごとに	410円
		学生（高校・大学生）	1 面	1 時間までごとに	310円
		夜間照明施設	1 面	1 時間までごとに	310円
サッカー場	全面		全日（9：00～17：00）	12,220円	
			午前（9：00～12：00）	6,110円	
			午後（12：00～17：00）	7,130円	
			夜間（17：00～22：00）	7,130円	
			1 時間までごとに	2,550円	
			1 / 4 面	1 時間までごとに	1,020円
	夜間照明施設		全面	1 時間までごとに	2,040円
			半面	1 時間までごとに	1,020円
			1 / 4 面	1 時間までごとに	510円
器具	電源コンセント		1 口	1 日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設、放送設備、照明施設、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下の者のテニスコートの使用料については、一般の使用料の半額とする。ただし、照明施設及び夜間照明施設を除く。
- 4 65歳以上の者のテニスコートの使用料については、学生（高校・大学生）の使用料を適用する。
- 5 サッカー場を営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用区分は、全面のみとする。
- 6 高校生以下又は65歳以上の者がサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 7 サッカー場を半面使用する場合は、全面使用する場合の使用料の半額とする。
- 8 アマチュアスポーツ以外でサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。